

2025 年 3 月 10 日

日レセソフトご利用医療機関 御中

株式会社 エネコム

日レセサポート担当

電話：0120-957-706

医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の公開について

2025年度（令和7年）4月からの「医療DX推進体制整備加算」の算定について疑義解釈が公開されました。電子処方箋を導入した医療機関様においては届出直しが必要となりますので、届出漏れのないようお願いいたします。

2025年4月1日から適用される医療DX推進体制整備加算の見直しについては、下記資料をご参照ください。

○医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001388387.pdf>

【届出について】

- ・電子処方箋を導入し医療DX推進体制整備加算1～3を算定する場合、新しい様式による届出の再提出が必要です。4月1日までに届出を行ってください。

様式については中四国厚生局の「医療DX推進体制整備加算について」をご参照ください。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/kihon_shinryo_r06.html

- ・電子処方箋未導入で医療DX推進体制整備加算4～6を算定する場合、届出の再提出は不要です。

○医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）

：令和7年2月28日事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001428135.pdf>

以上